

# 元気なときから介護予防

～4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業がスタートします～

▶問い合わせ 高齢・介護グループ (☎5720)

今後、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の高齢者などが増え、介護を必要とする人が増えていくと予想されています。

介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も元気で自立した生活を続けていくことが大切です。

地域の実情に応じたサービスや支援を提供できるよう『介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）』が平成29年4月から始まります。



## 何が変わるの？

市が平成29年度に実施するサービス内容については、現在のものと変わりませんが、今後、地域の実情や利用者のニーズに合ったサービスが提供できるよう検討を進めていきます。



## 登別市が実施する総合事業の内容

総合事業は、『介護予防・生活支援サービス事業』と『一般介護予防事業』で構成されます。

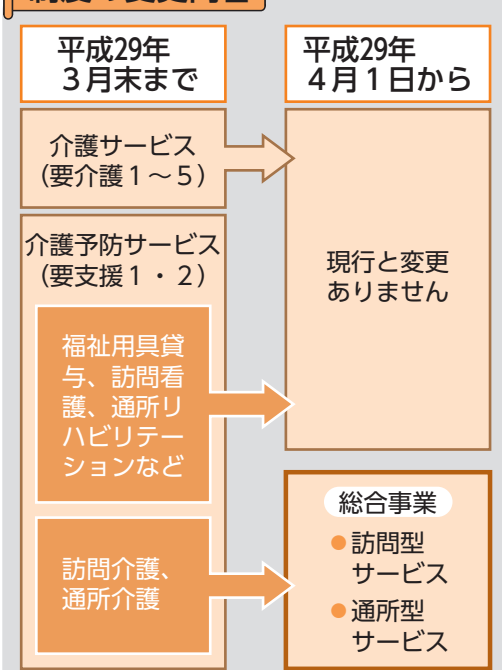
### 介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）  
サービス事業所による入浴・食事などの身体介助や、掃除・洗濯・調理などの生活援助
- 通所型サービス（デイサービス）  
デイサービスセンターでの入浴・食事の介助や生活機能の維持向上のための機能訓練など

### 一般介護予防事業

- 地域住民が自主的に行う体操教室などの支援や介護予防に関する啓発事業など
- ※65歳以上の地域住民の皆さんが中心となって自主的に取り組む介護予防活動を支援します。詳しくは、高齢・介護グループまで問い合わせください。

## 制度の変更内容



## 総合事業を利用するには（要支援1・2に認定された方）

サービスを利用するためには、要介護認定で要支援1・2と判定された後に、利用するサービス内容や事業所をご本人の意向や心身の状態を確認した上で、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所のケアマネージャーなどがケアプランを作成します。まずは、お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

登別市地域包括支援センター	担当地区	電話番号
けいあい	鶯別町・美園町・上鶯別町・若草町・栄町・新生町	☎5005
ゆのか	富岸町・青葉町・若山町・大和町・緑町・川上町・鉢山町・桜木町・片倉町・新川町・富士町・柏木町	☎2106
あおい	常盤町・中央町・幌別町・千歳町・来馬町・札内町・新栄町・幸町・富浦町・登別本町・登別港町・登別東町・中登別町・上登別町・登別温泉町・カルルス町	☎0511

※現在サービスを利用している方は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。

※認定更新を受けた場合は、今までどおり地域包括支援センターにご相談いただき、必要なサービスを検討します。